

改定日	R3.4.1	衛生マニュアル	文書番号	KPE
管理部署	衛生		ページ	34/43

苦情等の原因究明・再発防止

衛生管理の目的

速やかな苦情原因を究明し、健康被害等の拡大防止を図る。

苦情処理手順

- 販売先・出荷先へは速やかに電話で連絡する。
- 製品を回収する場合、原則当方で廃棄する。
- 苦情の内容によっては、速やかに最寄の保健所へ連絡し、指示を仰ぐ。
- 苦情等の原因解析の結果、施設等に改善すべき箇所があった場合は、改善を行う。
- 苦情等の処理経過は、例示する様式等を用いて記録する。顛末書(報告書)、不適合製品報告書(KC8-13)、不適合発生窓分析(図6)。
- 苦情等の処理経過記録は、1年間保存する。

公表

衛生管理の目的

消費者に対して宣言することで、衛生管理の工場を目指す。

公表の方法

- 衛生マニュアルを当社のホームページに掲載する。
- 当社のパンフレットに、作業場等が分かりやすくし、掲載する。

衛生管理の重要ポイント

- 6S(整理・整頓・清潔・清掃・躰・習慣)の徹底もモットーに作業を行ないます。
- IS9001を取得し、各衛生に関わる帳票は、随時提示できます。